

第5回 吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合
最終処分場候補地選定委員会会議録【概要】

日 時：令和4年7月26日（火）

14：00～15：20

場 所：吉岡町役場 二階 大会議室

出席者：土倉委員長、片野副委員長、西村委員、須田委員、中沢委員、
大井委員、栗田委員、須藤委員、野村委員、星野委員

欠席者：田中委員、河合委員

事務局：住民課（小林課長、栗原室長、木部主事）

総務課（高田課長）

渋川地区広域市町村圏振興整備組合：

外丸事業課長、事業課管理係 山本係長、井田主査

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

（1）建設候補地の2次評価及び選定について

（2）そ の 他

4. 閉 会

<会議録>

1. 開 会

小林住民課長

2. あいさつ

土倉委員長

事務局：今回も渋川地区広域市町村圏振興整備組合のご出席をいただいている。自己紹介も兼ね、ご挨拶いただきたい。

(渋川地区広域市町村圏振興整備組合挨拶)

事務局：本日の議題に入らせていただく。本委員会設置条例第5条第1項により、会議の議長は委員長が務めることとなっているので、以降については、土倉委員長に議長をお願いする。また本日、田中委員、河合委員については所用により欠席となり、出席者は委員12名中、10名であり、本委員会開催に必要な定足数を満たしていることを申し添える。

土倉委員長：本委員会設置条例第5条に基づき、議長を務めさせていただく。委員の皆様のご協力をお願いする。議題（1）「建設候補地の2次評価及び選定について」事務局に説明をお願いする。

3. 議 題

(1) 建設可能区域の評価等について

事務局：それでは、議題1「建設候補地の2次評価及び選定について」ご説明させていただく。前回、5月の第4回選定委員会において1次評価を行い、3か所の建設候補地の選定を行っていただいた。今回は、2次評価として、その3か所について更なる評価を行い、最終的に建設候補地の選定を行っていただければと考える。まずはじめに、建設候補地の面積についてご報告させていただきたい。今回、2次評価を行う中で、建設可能区域の洗い出しの際に準用した「群馬県の廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程に係る立地基準」などについて、現地調査を含め確認したところ、候補地としている地域の外周から100m以内の榛東村地内に住居があることが確認された。お配りさせていただいた参考資料1であるが、当該地区を拡大したものとなる。この部分は3か所の選定候補地の中で一番南側に位置していたところとなる。

候補地南側で四角く黄色で塗られた部分が住居となる。これまで選定委員会では、県の立地基準を運用して吉岡町内における候補地の選定を行ってきたが、新たに確認された住宅から当該立地基準を準用して100mの距離を取ると、資料のとおり候補地の一部分に影響が出ることになる。影響を受ける面積は0.44haとなり、当初の3.60haからその面積を差し引くと、この地域の候補地面積は3.16haとなる。この件については、現地確認等行った中で確認されたものであり、これによる影響範囲を削除したとしても1次評価の絞り込みの条件であった2.5haを超えている。については、2次評価等を行う中では面積修正の必要があると考えているので、以降、評価の説明においても、この修正後の面積での説明とさせていただきたいが、よろしいか。

土倉委員長：榛東村との隣接部で立地条件の適用に漏れがあったので一部面積を取り除くということであるが、よろしいか。

(意見なし)

事務局：それでは改めて、現時点での建設候補地を確認させていただく。まず資料番号1の建設候補地(白図)をご覧ください。前回の第4回委員会で選定いただいた3か所となる。ここで、また報告で恐縮であるが、この建設候補地については、前回の選定委員会における中間報告等では上野原地区西部部分、上野原地区中央部分、上野原地区南部部分と表記させていただいていた。これについてはあくまで便宜上での呼称であったが、6月23日開催の上野原地区における「渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定にかかる説明会」において、そのような呼称は使われていない旨のご意見をいただいた。そういったご意見も踏まえ、今回、西から順番に上野原地区①、上野原地区②、上野原地区③と呼称を変更させていただいている。ご了承ください。続いて、候補地の概要であるが、上野原地区①については、面積として9.84haとなっており、区域内全域が山林で、急傾斜地となっている。その東側、上野原地区②については、面積として38.47haとなっており、区域内の大部分が山林で、比較的勾配のある地域となっている。最後に上野原地区③であるが、面積としては3.16haとなっており、区域内全域が農地、比較的勾配のある地域となっている。続いて資料番号2をご覧ください。こちらは建設候補地を国土地理院撮影の空中写真を加工して作成したものである。現況とは一致しない部分もあろうかと思うが、イメージとしてご覧ください。続

いて資料番号3、現地写真をご覧いただきたい。こちらは各建設候補地を現地確認した際に撮影したものとなる。時期としては6月上旬から中旬にかけて撮影されたものである。各候補地の写真の位置と書かれた部分に記載のある数字は、資料番号1、資料番号2にある数字に対応している。例えば、上野原地区①現地写真の位置1の林道湯出入線終点側であるが、資料番号1の上野原地区①の矢印が上に向かう部分に①が確認できるかと思う。かなりの数があるので、一つ一つの説明は割愛させていただくが、2次評価の際、現況の確認等にご利用いただきたい。

続いて資料番号4、2次評価比較表（案）をご覧いただきたい。1次評価は面積を対象として実施したが、この2次評価では立地特性等、設定した項目ごとに評価いただきたい。評価項目としては20項目とさせていただいた。この評価項目及び評価内容であるが、建設可能区域洗い出しの際に準用した県の立地基準や、他市町村で使用された評価項目を参考に、事務局で検討し、設定したものとなる。また評価については、高いほうからA、B、Cとし、それぞれ5点、3点、1点とした。項目ごとの重要度、影響度等も考えられるところではあるが、今回の案ではすべて同一配点とさせていただいた。これら設定項目や各候補地における評価についてはあくまで事務局案であり、本委員会において項目の変更または追加、削除、また評価の変更も含めご協議いただければと考えているので、よろしく願います。

上から順番にご説明させていただく。

①運搬道路の改修規模であるが、内容としては、搬入・退出ルートとなるアクセス道路の改修規模となる。これは焼却残渣等の運搬に用いる車両等の搬入・退出ルートを整備する必要があることから設定したものとなる。距離については、各建設候補地の中心部分までとさせていただいた。各候補地について、内容、評価、評価点の順に説明させていただく。上野原地区①は、「急傾斜地であり、かつ道路新設の必要性であり、県道水沢足門線からの直線距離440m。県道水沢足門線から新設路線を利用した搬入ルートを想定」であるため、評価はCで「1点」とした。上野原地区②は、「町道はあるが、拡幅及び改修の必要性があり、県道水沢足門線からの距離750m。県道水沢足門線から町道1149号線を利用した搬入ルートを想定」であるため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「町道はあるが、拡幅及び改修の

必要であり、県道水沢足門線からの距離810m。県道水沢足門線から町道1209号線を利用した搬入ルートを想定」であるため、Bで「3点」とした。ただ、こちらは各候補地の面積が異なることから、特に上野原地区②などにおいては建設される箇所によって距離や整備規模が変わってくる場合もあることを申し添える。

②造成規模であるが、内容としては造成の形態による容易性・施工規模（土地の起伏状況）となる。施設の整備に伴い、整地などを行うにあたり、土地の起伏状況によっては施工規模が変わってくることを鑑み、設定したものである。上野原地区①は、「急傾斜地であり、切土・盛土・伐採も含め大規模な造成の必要がある」ため、Cで「1点」とした。上野原地区②は、「比較的勾配があり、切土・盛土、伐採も含め相応の造成の必要がある」ため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「比較的勾配があり、切土・盛土、伐採も含め造成の必要はあるが、伐採の必要がないことから規模としては小さい」ため、Aで「5点」とした。こちらも各候補地の面積が異なることから、特に上野原地区②などにおいては建設される箇所によって規模等が変わってくる場合もあることを申し添える。

③雨水排水路整備規模であるが、下流側排水路の有無と改修整備の必要性の有無となる。文字通り、施設における雨水の排水路がどうなるのか、またその規模等について場所によって変わってくることから、設定したものである。上野原地区①は、「支川や側溝等がなく、新設での整備の必要がある」ため、Cで「1点」とした。続いて上野原地区②は、改修や整備の必要があるものの、支川があり、大規模とはならない」ため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「改修や整備の必要性はあるものの道路側溝があり、規模としては小さい」ため、Aで「5点」とした。

④森林法対象民有林であるが、森林法における開発規制の手続きの対象となる民有林の該当の有無とした。森林法における開発規制の手続きで、保安林以外の民有林、これは国有林を除く私有林及び公有林を指すが、要件に応じて都道府県知事の許可が必要とされるものである。森林法第10条の2第1項において「国または地方公共団体が行う場合」については許可を受ける必要がないとされているところであるが、立地基準と同様の考えとして、該当の有無について評価するものである。上野原地区①は、「区域内の全域が対象地域であるため、該

当がある」ことから、Cで「1点」とした。上野原地区②は、対象地域の一部に農地はあるものの「区域内の大部分が対象地域であるため、該当する可能性がある」とし、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「区域内に対象民有林がない」ため、Aで「5点」とした。

⑤農業用水管等の地下埋設物であるが、候補地内の農業用水管等の埋設状況となる。各候補地における農業用水管等の埋設状況では、その上に施設等を建てることで管理に影響が出ることが想定されることから設定したものである。上野原地区①は、「現地調査等行ったところ、管路を確認（自害沢用水路、堂の入沢用水路）」したため、Cで「1点」とした。上野原地区②は、「該当がない」ため、Aで「5点」とした。上野原地区③は、「群馬用土地改良区管理の管路を確認」したことから、Cで「1点」とした。

⑥近隣市町村への影響であるが、候補地と近隣市町村の接地又は近接に対する調整の必要性とした。建設候補地が所在する地域にお住いの町民の皆様には、住民説明会として概要説明等をさせていただいているところであるが、3つの候補地の中には町村境、具体的には榛東村が隣接する候補地もある。そういった場所を選定した場合、別途榛東村及び住民の方にも説明等をする必要が生じ、そのための期間もかかることから項目として設定したものである。上野原地区①は、「候補地の南側部分が榛東村に隣接しているため、榛東村及び住民への説明・調整等の必要がある」ため、Cで「1点」とした。上野原地区②は、「近隣市町村との接地がない」ため、Aで「5点」とした。上野原地区③は、「候補地の南側部分が榛東村に隣接しているため、榛東村及び住民への説明・調整等の必要がある」ため、Cで「1点」とした。

⑦周辺整備の可能性で、これは候補地周辺の地域振興に関わる施設整備の可能性を示す項目である。住民説明会においても、最終処分場自体を安全安心な施設にするのはもちろん、地域振興についても検討を、との声をいただいている。現時点では、具体的な計画はないが、今後検討していく中で、建設候補地の区域内において整備が可能な用地が確保できるかどうかについて評価項目を設定した。もちろん、建設候補地はあくまで最終処分場の建設候補地ではあり、様々な基準に照らし合わせたうえでの候補地であるので、一概には言えない部分もあるが、他の施設の整備を行う際の評価としても有用であると考え、

設定したものである。上野原地区①は、「想定される施設面積を除くと、候補地の残地面積が7.34haと広いが、周辺の状況や施設までのアクセス等を考えた場合、建設候補地内における処分場以外の施設整備の可能性は高いとはいえない」ため、Bで「3点」とした。上野原地区②は、「想定される施設面積を除くと、候補地の残地面積が35.97haと広く、候補地内で処分場以外の施設整備の可能性は高い」ことから、Aで「5点」とした。上野原地区③は、「想定される面積を除くと、候補地の残地面積が0.66haと狭く、候補地内で処分場以外の施設整備の可能性は低い」ため、Cで「1点」とした。

⑧水道水源施設の有無であるが、候補地外周500m以内における水源施設の有無を評価する項目である。こちらは、建設可能区域の洗い出しの際に準用した県の立地基準にもある項目であるが、調査対象を榛東村まで広げて再度確認をし、評価をしたものである。上野原地区①は、「(榛東村内に)施設(長岡浄水場)は確認できたが、稼働していない」ため、Bで「3点」とした。資料番号3の現地写真、上野原地区①の位置番号16・17が長岡浄水場となる。当該施設については稼働していないということであるので評価をAとすることも検討したが、施設が残っていることから将来的な再稼働も否定できないため、Bという評価をしたものとなる。上野原地区②は、該当施設が「ない」ため、Aで「5点」とした。上野原地区③は、「(榛東村内に)施設(桃広小水道浄水場)は確認できたが、稼働していない」ため、Bで「3点」とした。資料番号3の上野原地区③の位置番号20が桃広小水道浄水場となる。なお、こちらについても上野原地区①と同様、施設が残っていることから将来的な再稼働も否定できないため、AではなくBという評価をしたものとなる。

⑨生活圏(集落)近接度で、候補地の外周から生活圏と認められる集落までの距離を評価項目とした。こちらも建設可能区域の洗い出しの際に準用した県の立地基準にもある項目であるが、調査対象を榛東村まで広げて再度確認をし、評価をしたものである。上野原地区①は、「約203m」であるため、Bで「3点」とした。続いて上野原地区②は「約100m」であるため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「約100m」であるため、Bで「3点」とした。こちらも各候補地の面積が異なり、特に上野原地区②などにおいては建設される箇所によって距離が変わってくる場合もあることを申し添える。

⑩搬入ルート上の支障であるが、搬入ルートを拡幅するうえで支障となる規模である。①運搬道路の改修規模とは別に、ここではそのルートを施工・供用することによる近隣住民等への影響について評価する項目を設定したものとなる。上野原地区①は、「新設等の必要があるが、施工時等における近隣住民等への影響は小さい。※県道水沢足門線から新設路線を利用した搬入ルートを想定」ことからAで「5点」とした。上野原地区②は、「拡幅等の必要があり、かつ対象となる道路は生活道路ではないものの施工時等における近隣住民等への相応の影響がある。※県道水沢足門線から吉岡町道1149号線を利用した搬入ルートを想定」ため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「拡幅等の必要があり、かつ対象となる道路については生活道路であるため、影響は大きい。※県道水沢足門線から吉岡町道1167号線を利用した搬入ルートを想定」ため、Cで「1点」とした。こちらも各候補地の面積が異なり、特に上野原地区②などにおいては建設される箇所によって影響の度合いが変わってくる場合もあることを申し添える。

⑪景観等への影響であるが、立地による周辺地域の景観等への影響とした。景観に配慮した施設とすることは大前提としても、現在のエコ小野上処分場の建物規模が面積約7,000㎡（70m×100m）で地上約15mというかなり大規模な施設であり、次期処分場においても同等規模の施設が想定されることから、現在の候補地において建設された場合の景観等の影響について設定したものである。上野原地区①は、「山林に囲まれた地区であり、周辺集落からの距離を考慮しても影響は小さい」として、Aで「5点」とした。上野原地区②は、「建設場所によっては集落からの距離が近い場合もあるが、比較的影響は小さい」がBで「3点」とした。上野原地区③は、「周辺が開けた農地が大部分であり、景観や近隣農地へ与える影響も大きい」ため、Cで「1点」とした。

⑫農業振興地域で、農業の発展に必要な措置が集中的に行われている地域かどうかを評価項目とした。こちらは、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域が建設候補地に該当があるかどうかということで設定した。上野原地区①は、「農業振興地域外のため、該当がない」ことから、Aで「5点」とした。上野原地区②は、「候補地内の一部が農業振興地域（青地）」のため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「候

補地内全域が農業振興地域（青地）」のため、Cで「1点」とした。

⑬災害の危険性で、土地の土砂災害、浸水被害発生の危険性である。候補地の洗い出しの中で土砂災害警戒区域などの災害危険区域は除外しているが、地形等を踏まえて、将来的に災害発生の危険性について評価するために設定した。上野原地区①は、「土砂災害警戒区域などには該当していないものの、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、急傾斜地である当該地区の災害発生の危険性は比較的高いと思われる」ため、Cで「1点」とした。上野原地区②は、「土砂災害警戒区域などには該当していないものの、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、比較的勾配があり、現況を踏まえると当該地区の災害発生の危険性は否定できないと思われる」ため、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「土砂災害警戒区域などには該当しておらず、昨今の自然災害の発生状況等を考慮した場合、比較的勾配があるが、現況を踏まえると当該地区の災害発生の危険性は低いと思われる」ため、Aで「5点」とした。

⑭活断層との距離であるが、推定される活断層との距離となる。ここで推定される活断層については、吉岡町地域防災計画（震災対策編）において想定している「関東平野北西縁断層帯主部」となります。活断層からの距離としては、①が約11.3 km、②が約12.1 km、③が約11.5 kmで、10 km以上であることから評価についてはいずれもAで「5点」とした。

⑮鳥獣保護区であるが、群馬県作成の「令和3年度鳥獣保護区等位置図」に基づく、鳥獣保護区の該当の有無となる。鳥獣保護区については、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定される。鳥獣保護区は環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があり、鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては一定の開発行為が制限される。一部、指定狩法禁止区域、銃弾の使用禁止となる区域があるが、鳥獣保護区に関しては候補地全域にかかっていないことを確認している。評価についてはいずれの地域も「該当なし」であることから、Aで「5点」とした。

⑯植生自然度で、環境省作成の「植生自然度」における周辺の貴重植物への影響を評価するものとなる。この植生自然度については、植

生に対する人為的影響の度合いによって、生態系に係る検討の目安とされていることから評価項目として設定した。なお、日本の植生を10の累計に区分しており、植生自然度の7と8については、共に二次林となるが、8は「自然林に近いもの」、と定義がされているので、8以上を評価Cとさせていただいている。また、植生自然度8～10の場合は環境へ及ぼす影響に配慮する、などとされているところである。上野原地区①は、「区域内における植生自然度の最高値が7（二次林）」であるため、Bで「3点」とした。上野原地区②も、「区域内における植生自然度の最高値が7（二次林）」であることから、Bで「3点」とした。上野原地区③は、「区域内における植生自然度の最高値が2（外来種草原、農耕地（水田、畑）」であるため、Aで「5点」とした。

⑰候補地土地利用であるが、候補地の土地利用現況となり、一般的な自然環境への影響として荒野・開発済の土地の評価を高く、山林の評価を低くしている。上野原地区①は、「区域内全域が山林」であるためCで「1点」とした。上野原地区②は、「区域内の大部分が山林」であるためCで「1点」とした。上野原地区③は「区域内全域が農地」であることから、Bで「3点」とした。

⑱地盤条件であるが、候補地の地盤状況（掘削面付近）となる。施工のしやすさや安全性の観点から地盤改良等の必要性について評価したものである。実際には渋川地区広域市町村圏振興整備組合による調査も行われるものと思うが、周辺地域における過去のボーリング調査の資料や、土地分類基本調査図より、いずれの地区についても礫層であることを確認した。評価についても「礫層であり、地盤改良等の必要性はあるものの、施工の規模としては比較的小さい」とし、すべてBで「3点」とした。

⑲運搬距離であるが、清掃センターからの距離となる。こちらは各候補地の中心部分までの距離を想定している。距離が長いほど、燃料の消費も多いことから、経済性も含め、設定した。上野原地区①は「3.9km」、上野原地区②は「4.2km」、上野原地区③は「4.3km」となり、評価はいずれもAで「5点」となっている。なお、こちらも各候補地の面積が異なることから、特に上野原地区②などにおいては建設される箇所によっては距離が変わってくる場合もあることを申し添える。

⑳給水水源の確保であるが、場内利用のための水源の確保となる。施設には管理棟なども設置されることから、上水道の確保も必要となるので、そのための評価項目となる。上野原地区①は「上水道より給水可能ではあるが、急傾斜地でもありポンプアップ等の施工が必要」であることからCで「1点」とした。上野原地区②及び上野原地区③はいずれも「上水道より給水可能」であることからAで「5点」とした。

以上、事務局案の各評価項目に関する説明をさせていただいたが、結果としては、上野原地区①が54点、上野原地区②が74点、上野原地区③が66点となった。繰り返しとなるが、これら設定項目や各候補地における評価についてはあくまで事務局案となっているので、本委員会において項目の変更または追加、削除、また評価の変更も含めご協議いただければと考えている。また、候補地については、可能であれば1か所に絞り込んでいただければと考えているが、皆様のご審議の結果として、2か所あるいは3か所を候補地として選定いただくこととなったとしても、委員会の選定及び答申として厳粛に受け止めさせていただいた上で、町として検討し、渋川地区広域市町村圏振興整備組合に報告させていただきたいと考えている。ただ、各候補地の評価については、今回の2次評価比較表（案）他を参考としていただき、数値なり文言なりでの評価をいただければと考えているので、ご審議願いたい。

土倉委員長：事務局より建設候補地の2次評価についての説明であった。先ほども申し上げたとおり、建設候補地の選定を行う作業となる。委員の皆様においては、それぞれ専門性に立たれたご意見と併せて、軽微なことでも構わないので、忌憚のないご意見をいただきたい。

大井委員：3か所ということであるが、上野原地区①と上野原地区③は、四角い形なので何となくイメージがつくが、上野原地区②だけは、すごい変な形をしていてこの面積である。そういう場合、建物が建った場合のイメージがちょっとつかない。あの形を全部使って施設を造るのかみたいな、そこがちょっとどうかと思うが。

土倉委員長：上野原地区②は広がっているので、その中に例えば、エコ小野上と同じような規模で造るとすると、100m×70mくらい。どこにその100m×70mを取るかというのは、選択の幅が多くてちょっとなかなか想像しにくいというご意見かと思う。

事務局：今回、②が候補地として出ているが、実際これからの話として、もし上野原地区②を選択する場合、この中のこういう形でどこに建てるかということについては、今回選定委員会のほうで検討していただいて、答申を町のほうで受けた上で、町がどこを、②とか①とか、これがいいと思いますということで、渋川広域市町村圏振興整備組合に報告をさせていただく。その上で渋川広域さんのほうで、この地形条件等を踏まえて、どこにどういう形で施設を設計するのがよろしいか、そういった部分が検討される。その後、例えばこの辺にこういう設置するのか、あるいはこの辺に置くのか、そういった形状はこれから決まってくる話であるので、今のところはこれ全部が対象区域というようなイメージをしていただければと思う。

須藤委員：今、ご質問のあった件に、私なりに補足させていただきたいと思っているのは、この地形から考えて、わかりやすく考える場合に、東側の細長いエリアとか、そういったところは必要面積2.5haに満たないと思う。切り取ったような考え方をしたときに。誰がどう見ても満たないような部分は、ある意味対象外的な考え方の上で評価をしていくことが望ましいのではないかと思う。それと、今の話とは別に、もう1つ私は上野原地区の代表として今回選定委員にさせていただいているわけなので、上野原地区の近隣住民の方たちの今まで諸事情や意見がある程度踏まえた上での考え方の1つですので、それが本当にこの場合重要であり、必要なかどうかは別としても、評価項目20項目の中に、近隣住民に対する配慮的な話が1つもない。願わくば、配慮的な項目を設けていただけたらと思う。例えば、わかりやすく言うと、先ほどの搬入距離に関しても、全て水沢・足門線、ここから候補地に進んでいくルートで見られているわけである。これが例えば上野原地区②の場合であると、滝沢川を渡ることによって、北側の前橋伊香保線から搬入することも可能な場所ではあるわけである。これだけの面積であるから、わざわざ足門線まで上っていかなくても、五輪平は御存じのようにもっと東側であるので、五輪平から搬入してきた場合に、伊香保線を上ってきて、最短の場所から搬入ルートの道を造っていただければ、足門線まで上っていかなくても十分搬入ができるのではないかなというのは、我々一般住民的な考え方なわけである。ただ、それがいろんな諸事情から、そこに道路を造ることはできないですという話になれば、また別であるが、住民感情というのはそういうところ

から発するものであるから、もし可能であれば、そういった配慮をしていただけるとありがたいというふうに考える。

事務局：まず1つ目のご質問であるが、上野原地区②を考えた場合に、確かに東側の細く飛び出してくるとかいうのは、実際にはたぶん幅としてもそれほどないかなというふうに思う。ただ、この白い部分の区画の設定というものが、今までの選定委員会の中で、まず建設ができる場所はどこだろうかということで造られたエリアとなっている。その中で、今度は建設候補地ということで選定委員会のほうから町のほうに報告するための議論ということになっているのであるが、実際、委員さんも言われたとおり、実際的にはそこでは難しいのではないかということが考えられる。ただ、それも含めたところで、町としては、もし上野原地区②を選定委員会のほうから答申があった場合については、それも含めたところで広域組合のほうにその情報を提供するという形に考えている。その上で、広域組合は実際的には現実的に難しいと思われるところに、やっぱり何とかして入れられるのかどうかとか、あるいはどう考えてもやはりある程度広いところとか、そういうところに設定していくのかということについては、今後広域組合さんのほうでどういうふうに考えられるのか、ということで進んでいくのかなというふうに考える。2つ目の質問であるが、近隣住民への配慮という部分については、先ほど質問があったとおり、今回全て五輪平から真っすぐ西に上って行って、大澤屋さんのところに入って足門線に入ってくるというようなルートを設定している。これについては、もしこの3か所、いずれのところにも最終処分場を造った場合、最も距離的に短いのはどこだろうというふうな形で考えた結果、伊香保線を上ってくるよりも足門線に入ったほうが早い、そういう想定ができたので、そのようにすれば、実際に住民の方々が使われている生活道路も通らずにそちらのほうに入っていけるのではないかというようなことも想定して、今回こういったルートで、あくまで比較表として検討させていただいている。これについては、今後の話として、具体的な計画がつけられた上で、実際の実施設計等が組まれた場合については、またこちらのほうのルートというものがその時点で作ってくるのかなと思うが、今の段階では、そういった部分で一番短いルートで、なおかつ住民の方々の生活にあまり影響を与えないような場所ということで、このルートを設定させていただいたものである。

須藤委員：今の説明は十分理解もできるし、実際ももっともだなと思うが、ただ客観的な考え方が、どうしても現状の五輪平から、上野原の東部、西部との境目であるルートからというのが、住民側からすると客観的な先入観があるので、そっちのルートであると、例えば上野原地区③は、このルートとはまるっきり逆の、この地図上でいうと東側のほうから回って上がっていくというのが一般的な考え方になる。そのためにルートがまた違った考え方が出てくるかなと思った。ただ、今おっしゃられたとおり、確かに道路というのは1本ではないし、新たに造らなくてもちゃんとした正規のルートがあるのであれば、それに越したことはないというのはもっともな話である。それは十分理解できたので、私も住民からそういった問いかけがあれば、そのように答えたいと思う。

土倉委員長：それから、今3か所の比較という面で、もっとも代表的な道路を選んでいるのかなとも私は理解した。必ずしもこの道路を使って運用するという事に決まっているわけではないと思うので、ご理解いただけたらと思う。

土倉委員長：素朴な質問というか、私のほうからよろしいか。私は前橋市の最終処分場の決定にも携わっていたが、前橋市の場合は、土地の所有者が申し出てくださって、その中から選ぶというような形であった。今回の場合は、それぞれ①②③の土地を所有していらっしゃる方がいるわけである。特に町有の土地だということではないかと思うので、こういった場合、いわばこの委員会で県の立地基準に合う地域を土地所有者の意向に関係なく特定したまどとなっている。この後の展開をどう持っていくのか、少しご説明いただきたい。

事務局：確かに委員長がおっしゃられるとおり、前橋市については、地区のほうからうちのこの地区を最終処分場として活用していただきたいというものが色々な箇所から出てきて、その中で行政のほうでこういったことを協議しながら、ここにどんな形で進められていくかということが主となっているようであった。吉岡町の場合については、今回はあくまでも行政主導というか、こちらのほうで候補地を選定させていただいて、今後具体的にこの区域のどういう形の区域の中で最終処分場の案がつけられていくという形になるのであるが、つくられた後に実際の地元のほうとの地権者交渉等が具体的な形で進んでいくことになると考えている。おそらく、前のエコ小野上処分場のときもそういう

形で進んでいたということによろしかったか。

渋川広域：そうである。

事務局：そういうような形であるので、あくまでもこの地域に整備したいんだけれども、ご協力いただけないかというような形での交渉がスタートしていくというふうにご理解いただければと思う。

土倉委員長：実施主体となる渋川地区広域市町村振興整備組合の方にもご出席いただいているが、ご意見はいかがか。

渋川広域：広域組合としては、今日議論をいただいた場所について、現在の業務委託の会社があり、その委託業者に適切な場所を選定してもらう。

1か所とは言わずに、例えばここはこういうことだよ、ここならこういうことだよと、仮に面積が多いところになったらの話であるが、そういうような形で進めたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

土倉委員長：そうしたら、先ほど事務局からご説明のあった表であるが、細かくいろいろ検討していただいた、20項目であったがいかがか。バランスが悪いであるとか、先ほど地元の意見をというふうなお話があったが、他に何かお気づきのところがあれば、あるいはこの判定はおかしいのではないかというふうなところはないか。

須藤委員：1つ付け加えさせていただくと、今日お集まりの皆さんが、この3か所って現状どんな地形なのかと。資料の写真を見ていただくとわかっていただけるかなという気はするが、あくまでも立地条件というか、状態というか。例えば上野原地区①の9.84haのところは、傾斜地もいわゆる山間部的な場所で、木が生い茂って林になっていると。大半はそういう場所である。それから、上野原地区②は、滝沢川という川の南側に広がるエリアで、ほとんどが杉林である。かなり高低差がある。住宅地とか今の地図の南側から見て、かなり高低差がある。であるから、例えば上野原地区②のどこに決まるにしても、建設条件的にはちょっと厳しいものがあるのかなという気はするのであるが、ただ、逆に掘る面積は減るかなみたいな。15m掘ることを考えると、そこまで掘らなくても。低いので、逆に周りをちょっと高くしてみたいな造り方になるのかなというふうには想定できる。上野原地区③は、もう再三、写真でもおわかりのとおり、これは農地であるから平坦地で回りに樹木も少ないので。ただ、ご覧のとおり道路が2本かかっているんで、どこをどう取っても真ん中の道路は潰さざるを得なくなってしまうから、これはざっくりばらんに近隣住民にとっては困るという

話は出ている。道路は潰さないでもらいたいという要望もあることはある。そういった事情もある程度考慮していただいて、皆さんでご決定いただきたいというふうには思っているのですが、よろしく願いする。

事務局：須藤委員のほうからお話のあった傾斜、勾配であるが、このあたりについては、町のほうでも、今高低差がどのくらいあるのかという勾配を計算させていただいている。その結果、代表的な部分であるが、上野原地区①のところは、山の中という形になってしまうが、ここを参考勾配としますと、約31%の勾配となっていた。上野原地区②については、最高勾配としては9%。そして上野原地区③については、8%ということで、比較的畑の中ということで平坦に見えるようですが、こういうふうを確認して見ると、それなりに傾斜があるのかなという感覚が持てると思う。先ほどの須藤委員よりの質問に戻ってしまうが、近隣住民への配慮ということで、検討していただきたいといった話もいただいているが、町・事務局としては、この比較評価の20項の項目に対し評価をしてきて、これについては、できるだけ住民の方々に迷惑をかけないように、そして住民の方々のことを考えた評価点ということにさせていただいたつもりでいる、その点についても、ご理解いただきたいと思っている。

土倉委員長：先ほどの表で、客観的にできるだけ、地区の皆さんのことも考えた上で条件を分けて点数化したということであるがいかがか。バランスとしてはいかがか。特に偏ったところはなかったのかなと私は印象を受けた。あまり山の中に大規模工事はできないだろうし、生活圏を乱すということもできないだろうし、そのあたりを点数化して比べたということなのかと思うがいかがか。特に問題がないということによるしいか。

(異議なし)

土倉委員長：そうすると、上野原地区①が100点満点にすると54点で、②が74点、③は66点という点数がついているがどうか。点数からすると、委員会としては②を選択するというようなことにしたいかと思うが、いかがか。

(異議なし)

土倉委員長：それでは、異議なしとして、2次評価及び選定については、上野原地区②を選定することとする。

(2) その他

土倉委員長：議題2、その他について事務局に願います。

事務局：その他についてご説明をさせていただく。今後のスケジュールについてであるが、本日選定いただいた建設候補地について、次回8月5日金曜日、午後2時より開催予定の第6回選定委員会において、委員会から町長に対して答申という形で報告いただくことを予定している。本日の結果を踏まえ、事務局として答申の案を作成させていただく。遅くとも8月3日水曜日までにお手元に届くように送付をさせていただく。委員の皆様においては、短い期間で大変恐縮であるが、委員会当日までにお目通しいただき、8月5日の委員会の際に再度ご確認いただいた中で、皆様からの意見を踏まえた上で最終調整を行いたいと考えている。その調整後、当日になるが、そのまま委員長より町長に対して答申書の提出をお願いする形となっている。次回開催まで2週間を切るタイトなスケジュールで大変恐縮であるが、何卒ご理解とご協力のほどお願いしたい。また、本委員会の、本選定委員会の資料の公表については、議事録の調整とともに改めて委員長に確認の上、ホームページ等で公表させていただければと考えている。本日お配りした図面を含む資料一式については、回収しないが、公表まで取扱いにはご留意いただきたい。

土倉委員長：以上で本日の議題の説明は全て終了となる。全体を通して何かあるか。

西村委員：先ほど委員長からも前橋市の例に触れていただいて、私も前橋市の最終処分場の選定委員をさせていただいた。この②を選定委員会の最終立案とすることに異議はないが、これは非常に広いので、この後どこに造っていくかというその選定の過程というものは、公にされるものか。選定委員会はいろんな資料が公表されて、公正に合理的に選定されたということが示されると思うが、広い②の中でどういうふうを選定されていくかという、その過程の公開、そういったものについてはいかがか。

事務局：これからの流れであるが、8月5日に委員会からの答申を町長が受け取る。そして、町長がその答申を受けて、それをどういうふうに決定をして、広域のほうにお渡しすると。上野原地区②ということになったので、②が選定されましたと。町もこの選定に対してこういうふうに考えますというものをつけて、また通知をする。そして先ほど、渋川地区広域市町村圏振興整備組合のほうからもあったが、今度はそち

らのほうで②の中のどの位置にどういうふうな形で施設を整備するかというような検討をしていただく。そして、その検討結果がつくられた段階で、今度はまた町に、こういう形で案をつくりましたというのが諮られるので、それを町としては今までの経過を踏まえて、そういう渋川広域さんのほうからの話を受け、町として候補地の案ということで最終的に決定をする。候補地の案を決定した上で、今度はこの地区の方々に対し、町として候補地案を決定したんだけど、これについてご意見等があるかどうかという部分と、地区の方の同意をいただく形になる。これはたぶん前橋市さんとかは、もう地区に手を挙げていただく形であったので、渋川広域の場合は違うが、地区の同意をいただいた上で、候補地の案というものの案が取れて、候補地として決定される。そして、候補地として決定されたものを最終的に町で選定しましたということを広域組合のほうに報告して、それでこの事務の流れが一旦終了という形になると思う。今までも町のホームページ等でこの選定委員会なり、説明会なりの情報というのは随時公表、できるだけ早く提供してきたが、今後についてもそんな形で提供していく形になると思う。ただ、今のところを言うと、選定委員会については、今度の8月5日の段階でお願いしていた業務が一旦終わるので、その方々に対し最終的にどういうふうになりましたという報告については、どういう形になるかというのは、ちょっとまた検討させていただければと思う。

土倉委員長：西村先生がおっしゃったように、この委員会としては②の中でということであるが、その中での選定については、渋川広域組合のほうでなさるということである。ぜひとも公正・公平にもんでいただきたいと思う。

事務局：補足になるが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合と確認したが、今後のやり取りについても、透明性を保った中で随時公表させていただいた中で進めていきたいと思う。全体的には今までと同様に公平性なり透明性を保った中で、情報のほうは公開をしていきたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

土倉委員長：よろしくお願ひする。これにて議事を終了し、議長の任を解かせていただく。委員の皆様のご協力に感謝する。

4. 閉 会

片野副委員長

以 上